



子どもと障害者(児)のための手当制度

子どものための手当制度や、障害者(児)のためのさまざまな手当制度をご紹介します。必要な手続きはそれぞれ異なりますので詳しくはお問い合わせください。

子どものための

手当制度

▼子育て支援課

☎23335133 FAX2333545

児童手当

【対象】中学校修了前の児童を養育している方(15歳に達する年度の末日まで)



【所得制限】有

※所得超過の場合、特例給付あり

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

6・10・2月の7日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
0～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了までの第1子・第2子	10,000円
3歳以上小学校修了までの第3子以降(注)	15,000円
中学校修了まで	10,000円
特例給付(所得超過者)	5,000円

(注)18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童を、年長者から順に数えて第3子以降のことをいう

児童扶養手当

【対象】離婚・死亡・行方不明などで

父または母がいない家庭、父または母が重度の障害(身障手帳1～2級程度)の状態にあり、18歳に達する

年度の末日までの児童(児童が障害者の場合は20歳未満)を養育している方/ただし、公的年金の受給者は、

公的年金の受給額によっては対象外

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の11日(原則)

4・8・12月の25日(原則)

【支給月日】(申請月の当月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
1人目	全部支給 42,330円
	一部支給 42,320円 ～9,990円
2人目	全部支給 (8月～) 10,000円 5,000円
	一部支給 (8月～) 9,990円 ～5,000円
3人目以降	全部支給 (8月～) 6,000円 3,000円
	一部支給 (8月～) 5,990円 ～3,000円

※所得により支給制限があります。

手当受給開始6

年目から、未就労

の方は手当額が

2分の1となる

場合があります。



愛知県遺児手当

【対象】離婚・死亡・行方不明などで父

または母がいない家庭、父または母が

重度の障害(身障手帳1～2級程度)

の状態にあり、18歳に達する年度の末

日までの児童を養育している方/ただ

し、公的年金の受給者と児童が父また

は母の公的年金の加算対象になつてい

るときは対象外

【支給月日】(申請月の当月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
1～3年目	4,350円
4～5年目	2,175円
5年経過後	支給対象外

※所得により支給制限があります。

田原市遺児手当

【対象】離婚・死亡・行方不明などで父

または母がいない家庭、父または母が

重度の障害(身障手帳1～2級程度)

の状態にあり、18歳に達する年度の末

日までの児童を養育している田原市に

住所がある方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
1人目	2,500円
2人目以降	4,000円

※所得により支給制限があります。

児童扶養手当、愛知県遺児手当、田原市遺児手当については、年1回、8月中に現況届などを提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。